

平成 21 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表者名 代表取締役社長 CEO 石坂 信也
(コード番号 3319 東証マザーズ市場)
問合せ先 取 締 役 CFO 玉井 邦昌
(TEL. 03-5408-3188)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 25 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場企業の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規程の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までにこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために、現行定款第 10 条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 25 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 25 日(水)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>(削 除)</p> <p>(以下、条数繰り上げる)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (削 除)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(以下、条数繰り上げる)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>